

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年8月28日提出
【計算期間】	第2特定期間（自 平成24年11月29日 至 平成25年5月28日）
【ファンド名】	ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

ファンドの特色

オーストラリア株式等を実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- ・ 相対的に配当利回りの高い「株式」および「不動産投資信託（以下、「リート」といいます）を含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とします。
- ・ 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

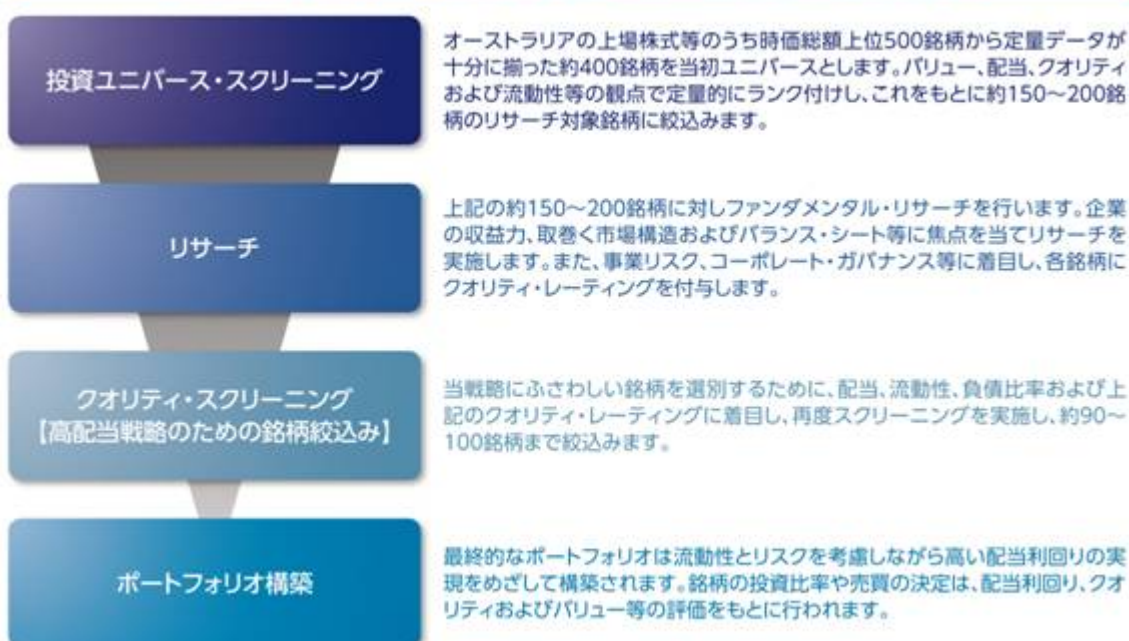
オーストラリア株式等の実質的な運用はレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。

- ・ ファンドは、「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」および「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

- ファンド・オブ・ファンズの具体的な運用形態およびオーストラリア株式等を実質的に運用するレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドについては、後記「（3）ファンドの仕組み ＜運用の形態等＞」をご参照ください。

- ・ 「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)の運用プロセス



・上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

原則として、毎月28日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。

〈毎月分配のイメージ〉



■ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- 分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
- 収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

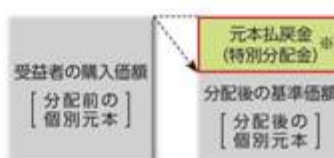
■ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりや小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

信託金の上限

3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 海外 / 資産複合に属します。

- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 1 回	日 本	ファミリー ファンド	あ り （ ）
不動産投信	年 2 回	北 米		
	年 4 回	欧 州		
	年 6 回 （ 隔月 ）	ア ジ ア		
	年12回 （ 毎月 ）	オセアニア		
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式・ 不動産投信） 資産配分変更型））	日 々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	その他 （ ）	アフリカ		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東）		
		エマー ジング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式・不動産投信） 資産配分変更型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、ファンドの実質的な運用を投資信託証券にて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式、不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書または約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいう。

為替ヘッジなし

目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

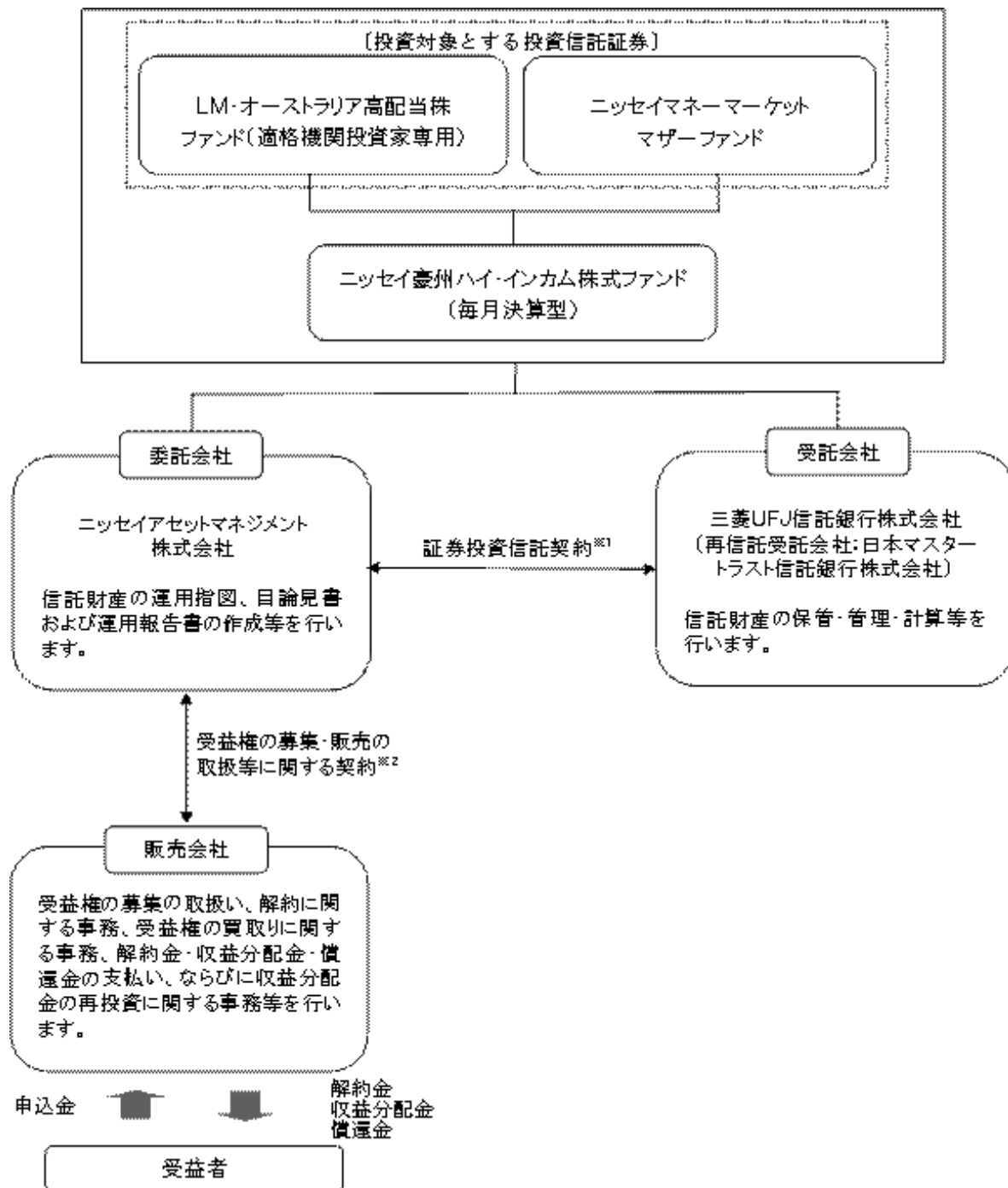
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成24年6月18日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】



1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適

用を受けます。

- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

<運用の形態等>

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」の運用会社であるレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、その運用の指図に関する権限をレグ・メイソン・インク傘下のレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドに委託します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド
レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは、レグ・メイソン・インクの100%子会社で、オーストラリア株式の運用においては、約30年の実績があります。

(ご参考)レグ・メイソン・インクについて
レグ・メイソン・インクは1899年に設立され、100年以上の歴史があります。米国メリーランド州ボルティモアに本部を置くニューヨーク証券取引所上場のグローバル資産運用会社です。
・多くの優れた運用子会社を傘下に有する持ち株会社
・グループ全体で約63兆円（約6,646億米ドル）の資産を運用
2013年3月末現在、1米ドル＝94.05円で換算

委託会社の概況（平成25年6月末現在）

- 1 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
- 2 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 3 資本金の額 : 100億円
- 4 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔
- 5 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
- 6 設立年月日 : 平成7年4月4日
- 7 沿革

昭和60年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
平成7年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
平成10年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日

定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

主として、LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）への投資を通じて、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「リートを含む投資信託証券」に実質的な投資を行います。

LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

a 主な投資対象

国内籍投資信託のLM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）およびニッセイマネーマーケットマザーファンド（以下「指定投資信託証券」ということがあります）を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

< 指定投資信託証券の概要 >

1. LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）

投資対象	LM・オーストラリア高配当株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます）を主要投資対象とします。 当該マザーファンドの委託会社（運用会社）であるレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、その運用の指図に関する権限をレグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社であるレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドに委託します。
運用方針	- マザーファンドを通じ、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。 - マザーファンドにおいては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。また、銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。 - マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。 - 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

主な投資制限	・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において純資産総額の15%以下とします。 ・ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます）への実質投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決算日	原則として、毎月20日
収益分配	・ 毎決算日を分配日とし、分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。 ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。 ・ 分配対象額が少額等の場合には、分配を行わない場合があります。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.588%（税抜0.56%） （上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます）
その他の費用	信託事務の諸費用 / その他諸費用（監査費用、受益権の管理費用等、純資産総額の0.05%を上限） / マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用 等 なお、信託事務の諸費用は運用状況等により変動し、またマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用は銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

2. ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	・ 株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料 / 信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（日本の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主として次の１．および２．に掲げる投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます）のほか、次の３．から６．に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、日本の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

- １．ＬＭ・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）
- ２．ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるニッセイマネーマーケットマザーファンド
- ３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記３．の証券の性質を有するもの
- ５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）
- ６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

なお、前記５．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品

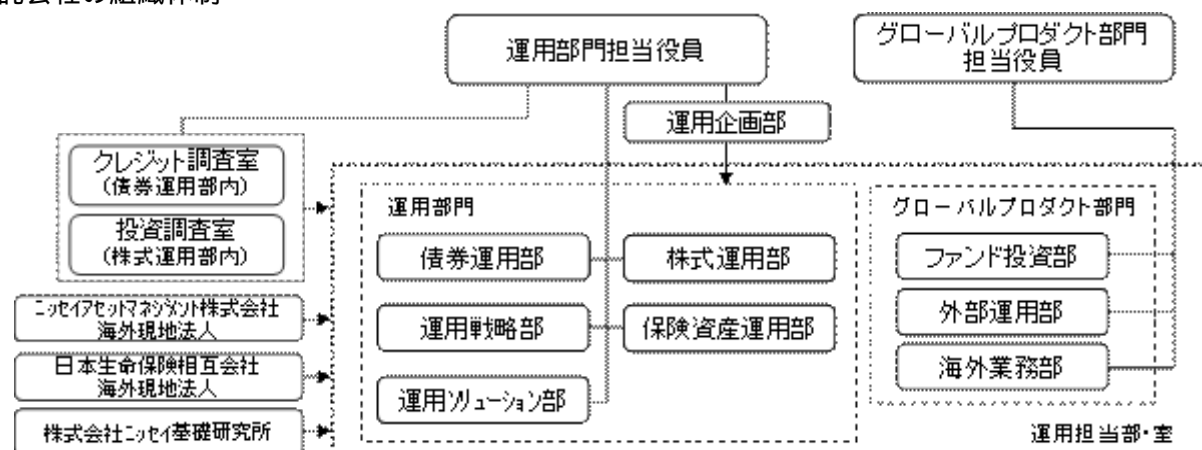
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することができます。

(３)【運用体制】

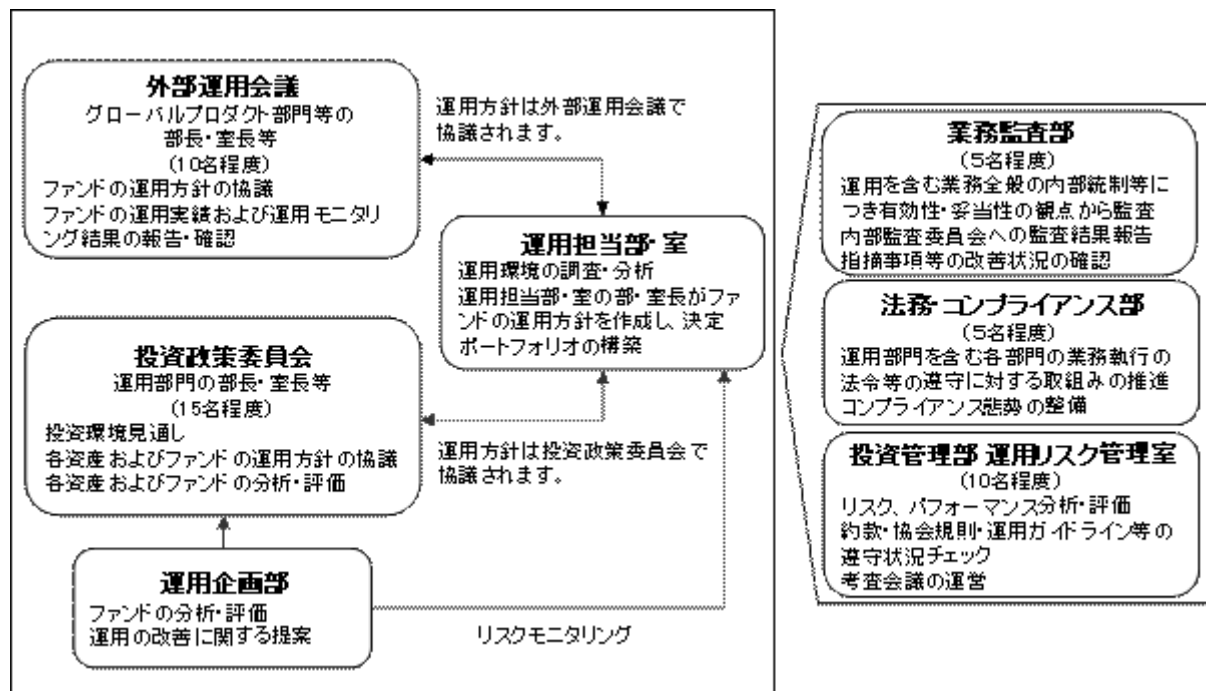
委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的

として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は毎月28日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金受取コースの場合 >

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

b 約款に定めるその他の投資制限

公社債の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
- 2．前記１．は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
- 4．前記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

資金の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

3【投資リスク】

ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

- ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

- ・不動産投資信託（リート）投資リスク

- 保有不動産に関するリスク

- リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

- リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。

- 金利変動リスク

- リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

- また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。

- 信用リスク

- リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。

- リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

- リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

- ・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

- ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

- ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

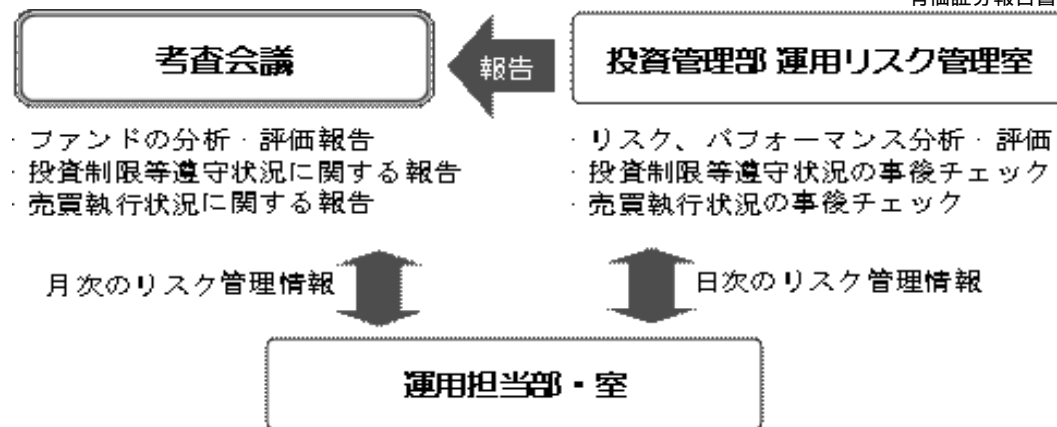
- ・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

- ・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は平成25年4月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイマネーマーケットマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に99.9%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（２）投資リスク管理体制



- 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.155%（税抜1.1%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分		
委託会社	年0.2835%	（税抜0.27%）
販売会社	年0.8400%	（税抜0.80%）
受託会社	年0.0315%	（税抜0.03%）

前記 の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（参考１）投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率（年率）

ＬＭ・オーストラリア高配当株ファンド （適格機関投資家専用）	0.588％（税抜0.56％）
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	ありません。

（参考２）指定投資信託証券を含めた実質的な信託報酬

信託財産の純資産総額に年1.743％（税抜1.66％）程度をかけた額となります。

「実質的な信託報酬」とは、ファンドが投資対象とするＬＭ・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）を100％組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。

- ファンドの投資対象とするＬＭ・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

（４）【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00105％ （税抜0.001％）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00210％ （税抜0.002％）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00420％ （税抜0.004％）
10億円以下 の部分	年 0.02100％ （税抜0.020％）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

- 上記の 、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。
申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

税率（個人）

平成25年12月31日まで	10.147%（所得税 7%・復興特別所得税0.147%・地方税3%）
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
平成50年 1 月 1 日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について>

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日から始まる少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。
益金不算入制度の適用はありません。

税率（法人）

平成25年12月31日まで	7.147%（所得税 7%・復興特別所得税0.147%）
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
平成50年 1 月 1 日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額に

2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
分配前の受益者の個別元本 分配前の基準価額 分配金 全額が普通分配金(課税) 分配後の受益者の個別元本(変更なし)	分配前の受益者の個別元本 分配前の基準価額 分配金 普通分配金(課税) 元本払戻金(特別分配金)(非課税) 分配後の受益者の個別元本
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

- 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成25年6月28日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	4,420,743,275	98.53
親投資信託受益証券	日本	10,010	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		66,007,710	1.47
純資産総額		4,486,760,995	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」

（平成25年6月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	53,145,365,635	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		7,093,162	0.01
合計（純資産総額）		53,138,272,473	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」

（平成25年6月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	49,112,467,188	79.02
投資証券	オーストラリア	11,300,340,935	18.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,741,098,602	2.80
合計（純資産総額）		62,153,906,725	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」

（平成25年6月28日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	39,996,687	79.80
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		10,121,502	20.20
純資産総額		50,118,189	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年6月28日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）	投資信託 受益証券	2,904,180,315	17,037	4,947,852,189	15,222	4,420,743,275	98.53

2	日本	ニッセイマネー マーケットマザー ファンド	親投資信託 受益証券	9,994	10,016	10,009	10,017	10,010	0.00
投資比率：合計									98.53

（注１）投資有価証券は2銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券	-	98.53
親投資信託受益証券	-	0.00
合計		98.53

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」

a. 上位30銘柄

（平成25年6月28日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・オーストラリア高配当株マザー ファンド	30,410,486,173	1.7384	52,865,589,164	1.7476	53,145,365,635	100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」

a. 上位30銘柄

（平成25年6月28日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	投資 比率 (％)
1	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	金融	1,493,160	2,289.84 3,419,105,856	2,625.16 3,919,794,656	6.31
2	オーストラリア	投資証券	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	-	21,486,877	177.68 3,817,874,252	181.78 3,905,979,042	6.28
3	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	金融	1,385,404	2,315.35 3,207,707,897	2,710.81 3,755,580,871	6.04
4	オーストラリア	株式	METCASH LTD	生活必需品	10,258,092	323.47 3,318,246,567	335.32 3,439,759,822	5.53
5	オーストラリア	株式	DUET GROUP	公益事業	15,604,629	186.79 2,914,882,278	188.61 2,943,320,154	4.74
6	オーストラリア	株式	TELSTRA CORP LTD	電気通信サービス	6,703,071	362.65 2,430,919,641	435.55 2,919,546,705	4.70
7	オーストラリア	株式	SYDNEY AIRPORT	資本財・サービス	9,321,629	292.49 2,726,531,738	308.89 2,879,421,368	4.63
8	オーストラリア	株式	SP AUSNET	公益事業	24,825,045	92.03 2,284,678,681	108.43 2,691,849,139	4.33
9	オーストラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP	金融	961,866	2,247.93 2,162,207,822	2,597.83 2,498,765,505	4.02
10	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	-	8,938,618	274.27 2,451,605,485	278.82 2,492,329,828	4.01
11	オーストラリア	株式	ASX LTD	金融	782,317	2,748.17 2,149,947,307	3,009.69 2,354,534,468	3.79
12	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	-	7,098,231	301.60 2,140,877,576	316.18 2,244,364,106	3.61

13	オーストラリア	株式	SUNCORP GROUP LTD	金融	1,970,835	858.35 1,691,667,010	1,095.26 2,158,581,472	3.47
14	オーストラリア	株式	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	金融	2,197,291	711.64 1,563,695,987	927.60 2,038,210,647	3.28
15	オーストラリア	株式	WOODSIDE PETROLEUM LTD	エネルギー	592,111	3,397.86 2,011,913,124	3,161.86 1,872,174,454	3.01
16	オーストラリア	株式	DAVID JONES LTD	一般消費財・サービス	7,407,801	212.30 1,572,747,267	238.73 1,768,496,927	2.85
17	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	金融	254,286	5,157.39 1,311,452,582	6,301.85 1,602,474,568	2.58
18	オーストラリア	株式	APA GROUP	公益事業	2,882,882	446.48 1,287,172,218	548.54 1,581,383,011	2.54
19	オーストラリア	株式	UGL LTD	資本財・サービス	2,302,893	968.60 2,230,595,056	625.99 1,441,598,121	2.32
20	オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL RETAIL REIT	-	4,112,085	315.27 1,296,438,420	341.69 1,405,099,444	2.26
21	オーストラリア	株式	BRADKEN LTD	資本財・サービス	3,295,306	503.89 1,660,483,603	399.10 1,315,175,078	2.12
22	オーストラリア	株式	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	公益事業	7,474,378	146.70 1,096,515,170	159.91 1,195,269,642	1.92
23	オーストラリア	株式	PACIFIC BRANDS LTD	一般消費財・サービス	17,493,497	54.67 956,404,467	64.69 1,131,745,287	1.82
24	オーストラリア	株式	IOOF HOLDINGS LTD	金融	1,555,193	536.69 834,667,106	672.46 1,045,813,793	1.68
25	オーストラリア	株式	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	金融	1,684,525	401.83 676,908,178	502.07 845,751,488	1.36
26	オーストラリア	株式	JB HI-FI LTD	一般消費財・サービス	514,416	840.12 432,174,462	1,526.25 785,132,564	1.26
27	オーストラリア	株式	SEVEN WEST MEDIA LTD	一般消費財・サービス	4,458,848	114.81 511,925,689	175.86 784,140,143	1.26
28	オーストラリア	投資証券	ABACUS PROPERTY GROUP	-	2,656,078	181.32 481,623,436	207.75 551,809,766	0.89
29	オーストラリア	株式	G.U.D. HOLDINGS LTD	一般消費財・サービス	988,725	770.87 762,183,582	557.65 551,366,846	0.89
30	オーストラリア	投資証券	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	-	3,538,502	129.39 457,848,189	142.14 502,988,151	0.81

（注1）平成25年6月末現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	3.01
	素材	0.55
	資本財・サービス	9.57
	一般消費財・サービス	8.82
	生活必需品	5.53
	金融	32.54
	電気通信サービス	4.70
	公益事業	14.30
	小計	79.02
投資証券	-	18.18
	小計	18.18
合計		97.20

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」

（平成25年6月28日現在）

順位	国名	銘柄名	利率（％）	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資比率（％）
							単価	金額	
1	日本	第355回 国庫短期証券	-	2013/7/1	国債証券	10,000,000	100.00 100.00	9,999,921 9,999,921	19.95
2	日本	第362回 国庫短期証券	-	2013/7/29	国債証券	10,000,000	99.99 99.99	9,999,220 9,999,220	19.95

3	日本	第363回 国庫短期証券	-	2013/8/5	国債証券	10,000,000	99.99 99.99	9,999,060 9,999,060	19.95
4	日本	第370回 国庫短期証券	-	2013/9/2	国債証券	10,000,000	99.98 99.98	9,998,486 9,998,486	19.95
								投資比率：合計	79.80

（注１）投資有価証券の全銘柄を記載しております。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
国債証券	-	79.80
合計		79.80

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年6月28日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1特定 期末	（平成24年11月28日）	分配付：	1,193,348,152	分配付：	11,516
		分配落：	1,173,873,806	分配落：	11,116
第2特定 期末	（平成25年5月28日）	分配付：	5,568,947,996	分配付：	14,582
		分配落：	5,375,184,017	分配落：	13,922
	平成24年6月末日		17,951,056		9,762
	7月末日		31,856,278		10,408
	8月末日		82,255,213		10,497
	9月末日		369,426,812		10,460
	10月末日		556,626,721		10,804
	11月末日		1,230,658,916		11,075
	12月末日		1,830,073,169		11,859
	平成25年1月末日		2,861,858,285		13,134
	2月末日		3,642,173,378		13,690
	3月末日		4,945,333,051		14,224
	4月末日		5,401,239,113		15,168
	5月末日		5,213,245,474		13,832
	平成25年6月28日		4,486,760,995		12,417

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成24年6月18日 至平成24年11月28日	400円
第2 特定期	自平成24年11月29日 至平成25年5月28日	660円

【収益率の推移】

		収益率
第1 特定期	自平成24年6月18日 至平成24年11月28日	15.16%
第2 特定期	自平成24年11月29日 至平成25年5月28日	31.18%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間未分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間未分配付基準価額－前特定期間未分配落基準価額）÷前特定期間未分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1 特定期	自平成24年6月18日 至平成24年11月28日	1,122,597,938	66,605,973	1,055,991,965
第2 特定期	自平成24年11月29日 至平成25年5月28日	4,290,546,424	1,485,655,847	3,860,882,542

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

〈参考情報〉

2013年6月末現在

●基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●基準価額および純資産総額

基準価額	12,417円
------	---------

純資産総額	44億円
-------	------

●分配の推移 1万口当り(税引前)

期	日	金額
第9期	2013年2月28日	100円
第10期	2013年3月28日	100円
第11期	2013年4月30日	130円
第12期	2013年5月28日	130円
第13期	2013年6月28日	130円
直近1年間累計		1,190円
設定以来累計		1,190円

●組入比率

LM・オーストラリア高配当株ファンド (適格機関投資家専用)	98.5%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.5%

- ・比率は対純資産総額比です。

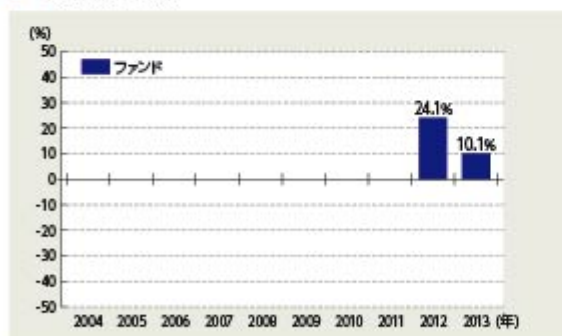
●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)

	銘柄	業種	比率
1	ウェストパック銀行	金融	6.5%
2	CFSリテール・プロパティトラスト	リート	6.5%
3	ナショナル・オーストラリア銀行	金融	6.2%
4	メトキャッシュ	生活必需品	5.7%
5	DUETグループ	公益事業	4.9%
6	テルストラ・コーポレーション	電気通信サービス	4.8%
7	シドニー・エアポート	資本財・サービス	4.8%
8	SPオースネット	公益事業	4.5%
9	ANZ銀行グループ	金融	4.1%
10	ウェストフィールド・リテール・トラスト	リート	4.1%

- ・上記ファンドのマザーファンドの状況を表示しています。
- ・上記ファンドの運用会社であるレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の資料(現地月末前日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。
- ・比率は対組入株式等評価額比です。

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2012年はファンド設定時から年末まで、2013年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	第355回 国庫短期証券	国債	25.0%
2	第362回 国庫短期証券	国債	25.0%
3	第363回 国庫短期証券	国債	25.0%
4	第370回 国庫短期証券	国債	25.0%

- ・比率は対組入債券評価額比です。
- ・組入全銘柄を記載しております。

❶ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

❷ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます）、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることが

できます。

- 4．換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
- 5．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、換金申込日または換金申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます）、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

< 解約請求の場合 >

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取を行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

- 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。
- 換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。

その他

- 1．受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- 2．換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
- 3．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
指定投資信託証券	計算日の基準価額で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成24年6月18日から平成33年8月27日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

原則として、毎月29日から翌月28日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のと

き、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

繰上償還

- 1．委託会社は、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券である「ＬＭ・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・受益権の口数が10億口を下回っている場合
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
- 3．委託会社は、前記2．により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 4．前記3．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該4．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5．前記3．の書面決議は議決権を行使することのできる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 6．前記3．から5．までの規定は、前記1．の規定に基づき信託契約を解約するとき、あるいは委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3．から5．までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- 7．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 8．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「約款の変更等 2．」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 10．償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前記「繰上償還 3.」または「約款の変更等 2.」に規定する書面に付記します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの5月および11月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手續き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契

約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

（６）反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（５）その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

（７）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3) 当ファンドの第1特定期間については、平成24年6月18日から平成24年11月28日までとなっております。

4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年11月29日から平成25年5月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1特定期間 （平成24年11月28日現在）	第2特定期間 （平成25年5月28日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	104,443,088	279,649,159
投資信託受益証券	1,085,424,730	5,220,676,806
親投資信託受益証券	10,004	10,009
流動資産合計	1,189,877,822	5,500,335,974
資産合計	1,189,877,822	5,500,335,974
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,559,919	50,191,473
未払解約金	4,643,737	69,964,609
未払受託者報酬	21,114	135,428
未払委託者報酬	753,454	4,830,489
その他未払費用	25,792	29,958
流動負債合計	16,004,016	125,151,957
負債合計	16,004,016	125,151,957
純資産の部		
元本等		
元本	1,055,991,965	3,860,882,542
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	117,881,841	1,514,301,475
純資産合計	1,173,873,806	5,375,184,017
負債純資産合計	1,189,877,822	5,500,335,974

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 （自平成24年6月18日 至平成24年11月28日）	第2特定期間 （自平成24年11月29日 至平成25年5月28日）
営業収益		
受取配当金	16,687,263	166,742,213
受取利息	7,137	56,879
有価証券売買等損益	47,664,734	490,752,083
営業収益合計	64,359,134	657,551,175
営業費用		
受託者報酬	39,159	571,419
委託者報酬	1,398,391	20,381,932
その他費用	25,857	158,054
営業費用合計	1,463,407	21,111,405
営業利益又は営業損失（ ）	62,895,727	636,439,770
経常利益又は経常損失（ ）	62,895,727	636,439,770
当期純利益又は当期純損失（ ）	62,895,727	636,439,770
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,399,826	75,126,533
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	117,881,841
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,928,021	1,562,637,781
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,928,021	1,562,637,781
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,067,735	533,767,405
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,932,263	533,767,405
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	135,472	-
分配金	19,474,346	193,763,979
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	117,881,841	1,514,301,475

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、当日基準価額が入手できない場合は、合理的に算定された価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間 （平成24年11月28日現在）	第2特定期間 （平成25年5月28日現在）
1. 当該特定期間の末日における受益権総口数	1,055,991,965口	3,860,882,542口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1116円 (11,116円)	1.3922円 (13,922円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1特定期間 （自平成24年6月18日 至平成24年11月28日）	第2特定期間 （自平成24年11月29日 至平成25年5月28日）
1. 分配金の計算過程	（自平成24年6月18日 至平成24年6月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（98,449円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（118,174円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は216,623円（1口当たり0.012387円）ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。 （自平成24年6月29日 至平成24年7月30日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（321,150円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（355,320円）、収益調整金（280,691円）及び分配準備積立金（98,449円）より分配対象収益は1,055,610円（1口当たり0.034488円）ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	（自平成24年11月29日 至平成24年12月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,792,917円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（95,644,994円）、収益調整金（153,909,242円）及び分配準備積立金（38,986,823円）より分配対象収益は302,333,976円（1口当たり0.195917円）であり、うち15,431,709円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。 （自平成24年12月29日 至平成25年1月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,320,634円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（190,898,956円）、収益調整金（317,905,651円）及び分配準備積立金（121,494,314円）より分配対象収益は648,619,555円（1口当たり0.308732円）であり、うち21,009,115円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。

	（自平成24年7月31日 至平成24年8月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（377,133円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（144,203円）、収益調整金（2,429,959円）及び分配準備積立金（774,919円）より分配対象収益は3,726,214円（1口当たり0.058112円）であり、うち641,214円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。	（自平成25年1月29日 至平成25年2月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,003,738円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（141,002,441円）、収益調整金（568,471,755円）及び分配準備積立金（273,849,163円）より分配対象収益は1,008,327,097円（1口当たり0.379006円）であり、うち26,604,507円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。
	（自平成24年8月29日 至平成24年9月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,682,939円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（17,444,725円）及び分配準備積立金（645,787円）より分配対象収益は19,773,451円（1口当たり0.055986円）であり、うち3,531,852円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。	（自平成25年3月1日 至平成25年3月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（30,806,630円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（171,091,582円）、収益調整金（950,456,400円）及び分配準備積立金（376,397,492円）より分配対象収益は1,528,752,104円（1口当たり0.446549円）であり、うち34,234,796円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。
	（自平成24年9月29日 至平成24年10月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,265,488円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,748,319円）、収益調整金（26,086,360円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は39,100,167円（1口当たり0.082466円）であり、うち4,741,361円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。	（自平成25年3月29日 至平成25年4月30日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,207,324円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（271,901,884円）、収益調整金（1,086,763,060円）及び分配準備積立金（492,706,951円）より分配対象収益は1,886,579,219円（1口当たり0.529796円）であり、うち46,292,379円（1口当たり0.013000円）を分配金額としております。
	（自平成24年10月30日 至平成24年11月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,110,296円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（36,469,291円）、収益調整金（74,837,865円）及び分配準備積立金（8,024,308円）より分配対象収益は128,441,760円（1口当たり0.121631円）であり、うち10,559,919円（1口当たり0.010000円）を分配金額としております。	（自平成25年5月1日 至平成25年5月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（33,294,778円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（904,356,965円）及び分配準備積立金（701,212,998円）より分配対象収益は1,638,864,741円（1口当たり0.424479円）であり、うち50,191,473円（1口当たり0.013000円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 （自平成24年6月18日 至平成24年11月28日）	第2特定期間 （自平成24年11月29日 至平成25年5月28日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 (平成24年11月28日現在)	第2特定期間 (平成25年5月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 (平成24年11月28日現在)	第2特定期間 (平成25年5月28日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)
投資信託受益証券	37,127,502	466,174,945
親投資信託受益証券	1	-
合計	37,127,503	466,174,945

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第1特定期間 （平成24年11月28日現在）	第2特定期間 （平成25年5月28日現在）
期首元本額	4,885,268円	1,055,991,965円
期中追加設定元本額	1,117,712,670円	4,290,546,424円
期中一部解約元本額	66,605,973円	1,485,655,847円

（４）【附属明細表】（平成25年5月28日現在）

第１ 有価証券明細表
株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （口）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	L M・オーストラリア高配当株ファンド （適格機関投資家専用）	3,064,316,961	5,220,676,806	
投資信託受益証券 合計		3,064,316,961	5,220,676,806	
親投資信託受益証券	ニッセイマネーマーケットマザーファンド	9,994	10,009	
親投資信託受益証券 合計		9,994	10,009	
合計		3,064,326,955	5,220,686,815	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表
該当事項はありません。

第５ 商品明細表
該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第８ 借入金明細表
該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型））は、「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」及び「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている投資信託受益証券及び親投資信託受益証券は、すべて同投資信託の受益証券及び同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同投資信託及び同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」は、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社が運用する追加型証券投資信託であり、同投資信託の特定期間は原則として、毎年3月21日から9月20日まで及び9月21日から翌年3月20日までであります。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

	前期 平成24年9月20日現在	当期 平成25年3月21日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	45,246,591,190	89,310,851,867
未収入金	-	1,415,100,000
流動資産合計	45,246,591,190	90,725,951,867
資産合計	45,246,591,190	90,725,951,867
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	461,527,198	657,563,219
未払解約金	-	1,415,100,000
未払受託者報酬	1,694,786	3,873,029
未払委託者報酬	17,286,826	39,504,916
その他未払費用	66,347	58,473
流動負債合計	480,575,157	2,116,099,637
負債合計	480,575,157	2,116,099,637
純資産の部		
元本等		
元本	35,502,092,203	50,581,786,098
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,263,923,830	38,028,066,132
（分配準備積立金）	1,617,124,643	24,455,061,178
純資産合計	44,766,016,033	88,609,852,230
負債純資産合計	45,246,591,190	90,725,951,867

(2) 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日	当期 自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,561,199,539	35,564,925,044
営業収益合計	2,561,199,539	35,564,925,044
営業費用		
受託者報酬	3,603,041	21,909,302
委託者報酬	36,750,887	223,474,784
その他費用	190,535	353,781
営業費用合計	40,544,463	245,737,867

営業利益	2,520,655,076	35,319,187,177
経常利益	2,520,655,076	35,319,187,177
当期純利益	2,520,655,076	35,319,187,177
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,912	1,195,686,654
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	337,129	9,263,923,830
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,961,467,818	11,445,244,418
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,961,467,818	11,445,244,418
剰余金減少額又は欠損金増加額	193,588	12,239,861,597
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	193,588	12,239,861,597
分配金	1,218,336,693	4,564,741,042
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,263,923,830	38,028,066,132

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成25年3月20日が休日のため、当特定期間末日は平成25年3月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年9月20日現在	当期 平成25年3月21日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数	35,502,092,203口	50,581,786,098口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	1.2609円	1.7518円
(一万口当たり純資産額)	(12,609円)	(17,518円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日	当期 自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
	平成24年3月22日から 平成24年4月20日までの 計算期間	平成24年 9月21日から 平成24年10月22日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,335円	56,149,506円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	1,514,696,120円
収益調整金額	- 円	18,690,603,533円
分配準備積立金額	337,129円	1,617,124,643円

当ファンドの分配対象収益額	338,464円	21,878,573,802円
当ファンドの期末残存口数	1,000,000口	47,948,436,074口
1万口当たり収益分配対象額	3,384.64円	4,562.93円
1万口当たり分配金額	- 円	130.00円
収益分配金金額	- 円	623,329,668円
	平成24年4月21日から 平成24年5月21日までの 計算期間	平成24年10月23日から 平成24年11月20日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,254円	414,846,997円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	74,389,422円
収益調整金額	- 円	24,388,099,990円
分配準備積立金額	338,464円	2,563,623,670円
当ファンドの分配対象収益額	340,718円	27,440,960,079円
当ファンドの期末残存口数	1,000,000口	60,667,721,591口
1万口当たり収益分配対象額	3,407.18円	4,523.14円
1万口当たり分配金額	- 円	130.00円
収益分配金金額	- 円	788,680,380円
	平成24年5月22日から 平成24年6月20日までの 計算期間	平成24年11月21日から 平成24年12月20日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	9,674,019円	132,703,413円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	269,478,898円	8,124,204,524円
収益調整金額	3,151,969,768円	27,816,300,735円
分配準備積立金額	340,678円	2,244,689,378円
当ファンドの分配対象収益額	3,431,463,363円	38,317,898,050円
当ファンドの期末残存口数	9,223,331,580口	68,405,614,817口
1万口当たり収益分配対象額	3,720.40円	5,601.56円
1万口当たり分配金額	260.00円	130.00円
収益分配金金額	239,806,621円	889,272,992円
	平成24年6月21日から 平成24年7月20日までの 計算期間	平成24年12月21日から 平成25年 1月21日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	90,305,902円	458,277,605円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	440,782,440円	9,670,130,920円
収益調整金額	5,452,551,756円	27,088,482,890円
分配準備積立金額	39,686,974円	8,869,760,001円
当ファンドの分配対象収益額	6,023,327,072円	46,086,651,416円
当ファンドの期末残存口数	15,814,167,951口	65,715,200,202口
1万口当たり収益分配対象額	3,808.80円	7,013.04円
1万口当たり分配金額	130.00円	130.00円
収益分配金金額	205,584,183円	854,297,602円
	平成24年7月21日から 平成24年8月20日までの 計算期間	平成25年1月22日から 平成25年2月20日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	79,503,344円	628,385,720円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	1,486,092,590円	9,272,646,572円
収益調整金額	8,468,340,905円	23,988,455,097円
分配準備積立金額	365,191,133円	15,810,053,681円

当ファンドの分配対象収益額	10,399,127,972円	49,699,541,070円
当ファンドの期末残存口数	23,955,283,941口	57,815,167,803口
1万口当たり収益分配対象額	4,341.05円	8,596.27円
1万口当たり分配金額	130.00円	130.00円
収益分配金金額	311,418,691円	751,597,181円
	平成24年8月21日から 平成24年9月20日までの 計算期間	平成25年2月21日から 平成25年3月21日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	459,283,465円	748,700,250円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	2,713,894,412円
収益調整金額	13,410,950,079円	21,178,394,287円
分配準備積立金額	1,619,368,376円	21,650,029,735円
当ファンドの分配対象収益額	15,489,601,920円	46,291,018,684円
当ファンドの期末残存口数	35,502,092,203口	50,581,786,098口
1万口当たり収益分配対象額	4,363.00円	9,151.70円
1万口当たり分配金額	130.00円	130.00円
収益分配金金額	461,527,198円	657,563,219円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日	当期 自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
1.金融商品に 対する取組 方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の 内容及び当 該金融商品 に係るリス ク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に 係るリスク 管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日	当期 自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日	当期 自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
期首元本額	1,000,000円	35,502,092,203円
期中追加設定元本額	35,502,092,203円	37,308,775,642円
期中解約元本額	1,000,000円	22,229,081,747円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 平成24年9月20日現在	当期 平成25年3月21日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 （円）	当期の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	163,856,362	3,539,856,474
合計	163,856,362	3,539,856,474

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
日本円	親投資信託 受益証券	LM・オーストラリア高配当株マ ザーファンド	45,499,440,556	89,310,851,867	
合計			45,499,440,556	89,310,851,867	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

（単位：円）

	平成24年9月20日現在	平成25年3月21日現在
資産の部		
流動資産		
預金	733,436,899	136,333,795
コール・ローン	2,334,818,855	1,356,885,112
株式	48,125,926,712	79,917,707,931
投資証券	8,357,909,391	16,601,074,336
派生商品評価勘定	175,000	-
未収入金	-	2,112,668,291
未収配当金	546,036,985	985,504,676
未収利息	3,198	1,858
流動資産合計	60,098,307,040	101,110,175,999
資産合計	60,098,307,040	101,110,175,999
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	565,000	24,953,600
未払金	788,602,678	-
未払解約金	29,049,787	1,657,097,732
流動負債合計	818,217,465	1,682,051,332
負債合計	818,217,465	1,682,051,332
純資産の部		
元本等		
元本	44,359,814,458	50,653,694,169
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,920,275,117	48,774,430,498
純資産合計	59,280,089,575	99,428,124,667
負債純資産合計	60,098,307,040	101,110,175,999

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
----	---------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1) 株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 投資証券 受取配当金は、投資証券の分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成24年9月20日現在	平成25年3月21日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	44,359,814,458口	50,653,694,169口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3363円 (13,363円)	1.9629円 (19,629円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日	自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日	自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	株式、投資証券 同左 派生商品評価勘定 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日	自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日
開示対象ファンドの 期首における当該ファンドの元本額	1,372,982,784円	44,359,814,458円
同期中における追加設定元本額	47,000,121,226円	42,411,665,553円
同期中における解約元本額	4,013,289,552円	36,117,785,842円
元本の内訳		
LM・オーストラリア高配当株ファンド （毎月分配型）	10,500,208,688円	5,154,253,613円
LM・オーストラリア高配当株ファンド （適格機関投資家専用）	33,859,605,770円	45,499,440,556円
計	44,359,814,458円	50,653,694,169円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成24年9月20日現在	平成25年3月21日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 （円）	当期の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	1,263,750,715	12,433,929,214
投資証券	254,390,171	1,585,580,886
合計	1,518,140,886	14,019,510,100

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	平成24年9月20日現在			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 オーストラリアドル	1,132,341,000	-	1,131,951,000	390,000
合計		1,132,341,000	-	1,131,951,000	390,000

区分	種類	平成25年3月21日現在			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	2,681,310,400	-	2,706,264,000	24,953,600
合計		2,681,310,400	-	2,706,264,000	24,953,600

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年11月28日現在)	(平成25年5月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,517,716	20,119,266
国債証券	5,259,862,464	39,996,850
流動資産合計	5,280,380,180	60,116,116
資産合計	5,280,380,180	60,116,116
負債の部		
流動負債		
未払金	-	9,999,320
未払解約金	39,552	260
流動負債合計	39,552	9,999,580
負債合計	39,552	9,999,580
純資産の部		
元本等		
元本	5,274,393,217	50,035,640
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,947,411	80,896
純資産合計	5,280,340,628	50,116,536
負債純資産合計	5,280,380,180	60,116,116

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(平成24年11月28日現在)	(平成25年5月28日現在)
1. 計算日における受益権総口数	5,274,393,217口	50,035,640口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0011円 (10,011円)	1.0016円 (10,016円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自平成24年6月18日 至平成24年11月28日)	(自平成24年11月29日 至平成25年5月28日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年11月28日現在）	（平成25年5月28日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成24年11月28日現在	平成25年5月28日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	-	-
合計	-	-

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの特定期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成24年11月28日現在）	（平成25年5月28日現在）
同特定期間の期首元本額	99,978,330円	5,274,393,217円
同特定期間中の追加設定元本額	5,224,633,540円	4,790,770,143円
同特定期間中の一部解約元本額	50,218,653円	10,015,127,720円
同特定期間末日の元本額	5,274,393,217円	50,035,640円
上記元本額の内訳		
ニッセイグローバル好配当株式プラス （毎月決算型）	10,000円	10,000円
ニッセイマネーマーケットファンド （適格機関投資家限定）	5,274,373,223円	49,975,700円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド （毎月決算型）	9,994円	9,994円
ニッセイ米ドル建て短期ハイ・イールド債券 ファンド 通貨プレミアムコース	- 円	9,987円
ニッセイ米ドル建て短期ハイ・イールド債券 ファンド 為替ヘッジコース	- 円	9,987円
ピムコ世界債券戦略ファンド Aコース （為替ヘッジあり）	- 円	9,986円
ピムコ世界債券戦略ファンド Bコース （為替ヘッジなし）	- 円	9,986円
計	5,274,393,217円	50,035,640円

附属明細表（平成25年5月28日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額又は口数	評価額 （円）	備考
国債証券	第348回 国庫短期証券	10,000,000	9,999,882	
	第354回 国庫短期証券	10,000,000	9,999,320	
	第355回 国庫短期証券	10,000,000	9,999,332	
	第363回 国庫短期証券	10,000,000	9,998,316	
国債証券 合計		40,000,000	39,996,850	
合計		40,000,000	39,996,850	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年6月28日現在）

資産総額	4,560,090,952 円
負債総額	73,329,957 円
純資産総額（ - ）	4,486,760,995 円
発行済数量	3,613,343,999 口
1万口当たり純資産額（ / ×10000 ）	12,417 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成25年6月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年6月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	189	21,830
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	14	2,124
単位型公社債投資信託	0	0
合計	203	23,954

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,324,746		1,199,671
有価証券		8,309,605		6,810,580
前払費用	1	200,463	1	420,669
未収委託者報酬		1,465,803		1,578,598
未収運用受託報酬	1	778,921	1	957,692
未収投資助言報酬	1	154,740	1	158,845
繰延税金資産		273,967		360,157
その他		44,410		50,805
流動資産合計		12,552,657		11,537,020
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	115,964	2	123,366
車両	2	2,970	2	1,731
器具備品	2	148,251	2	125,394
有形固定資産合計		267,186		250,493
無形固定資産				
ソフトウェア		1,228,624		1,068,747
ソフトウェア仮勘定		55,978		51,802
その他		8,171		8,139
無形固定資産合計		1,292,774		1,128,689
投資その他の資産				
投資有価証券		25,328,584		28,546,974
関係会社株式		-		66,222
差入保証金	1	283,591	1	285,266
繰延税金資産		437,364		172,442
その他		38		17
投資その他の資産合計		26,049,578		29,070,923
固定資産合計		27,609,540		30,450,106
資産合計		40,162,198		41,987,127

負債の部

流動負債

預り金		30,600		29,275
未払償還金		148,104		144,737
未払手数料	1	560,208	1	587,015
未払運用委託報酬		396,073		488,571
未払投資助言報酬		126,813		163,129
その他未払金	1	205,721	1	219,369
未払費用	1	122,185	1	80,370
未払法人税等		149,239		437,800
前受運用受託報酬		-		58
賞与引当金		538,159		745,159
その他		22,815		68,729
流動負債合計		2,299,923		2,964,217

固定負債

退職給付引当金		767,977		929,869
役員退職慰労引当金		13,630		12,650
その他	1	4,973		-
固定負債合計		786,580		942,519

負債合計

3,086,503	3,906,737
-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	17,833,930	18,272,607
利益剰余金合計	18,513,737	18,952,414
株主資本合計	36,795,577	37,234,254

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	280,116	846,135
評価・換算差額等合計	280,116	846,135

純資産合計	37,075,694	38,080,390
負債・純資産合計	40,162,198	41,987,127

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,952,331	9,738,507
運用受託報酬	3,987,169	5,029,976
投資助言報酬	705,920	681,350
業務受託料	47,100	47,100
営業収益計	14,692,522	15,496,935
営業費用		
支払手数料	4,131,652	4,096,763
広告宣伝費	27,241	4,527
公告費	323	-
調査費	2,700,559	3,009,996
支払運用委託報酬	1,294,778	1,372,587
支払投資助言報酬	479,438	751,264
委託調査費	42,633	44,108
調査費	883,708	842,036
委託計算費	101,748	104,631
営業雑経費	390,063	447,523
通信費	55,182	56,472
印刷費	133,820	142,821
協会費	17,984	19,986
その他営業雑経費	183,076	228,242
営業費用計	7,351,588	7,663,442
一般管理費		
役員報酬	1 59,718	1 57,777
給料・手当	3,012,857	2,915,416
賞与引当金繰入額	537,887	726,623
賞与	260,246	224,092
福利厚生費	566,829	559,429
退職給付費用	156,575	208,549
役員退職慰労引当金繰入額	5,455	7,100
役員退職慰労金	650	-
其他人件費	115,587	121,504
不動産賃借料	632,434	619,902

その他不動産経費	27,417		26,829	
交際費	14,037		11,456	
旅費交通費	90,473		74,226	
固定資産減価償却費	654,122		583,306	
租税公課	79,628		80,741	
業務委託費	179,945		163,637	
器具備品費	151,259		134,449	
保守料	87,228		88,640	
保険料	60,291		60,440	
寄付金	5,000		-	
諸経費	56,644		41,887	
一般管理費計	6,754,291		6,706,012	
営業利益	586,642		1,127,480	
営業外収益				
受取利息	1,966		172	
有価証券利息	93,236		86,415	
受取配当金	45,856		79,789	
補助金収入	-		9,500	
その他営業外収益	17,359		10,147	
営業外収益計	158,419		186,025	
営業外費用				
為替差損	6,419		15,251	
賃貸借契約解約損	4,124		-	
控除対象外消費税	-		5,693	
その他営業外費用	1,248		646	
営業外費用計	11,792		21,591	
経常利益	733,269		1,291,913	
特別利益				
投資有価証券売却益	25,290		125,271	
投資有価証券償還益	-		1,755	
事故受取保険金	3	14,136	-	
清算配当金	5	59,327	-	
特別利益計	98,754		127,026	
特別損失				
投資有価証券売却損	1,778		400,864	
投資有価証券償還損	87,378		4,005	
固定資産除却損	4	19,104	4	8,268
事故損失賠償金	2	39,244	2	58
特別損失計	147,506		413,196	
税引前当期純利益	684,516		1,005,743	
法人税、住民税及び事業税	263,157		557,322	
法人税等調整額	77,232		125,815	

法人税等合計	340,390	431,507
当期純利益	344,126	574,236

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000,000	10,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	139,807	139,807
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
当期首残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000

別途積立金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	17,625,364	17,833,930
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	17,833,930	18,272,607
利益剰余金合計		
当期首残高	18,305,171	18,513,737
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	18,513,737	18,952,414
株主資本合計		
当期首残高	36,587,011	36,795,577
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	36,795,577	37,234,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
評価・換算差額等合計		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
純資産合計		

当期首残高	36,814,506	37,075,694
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,622	566,019
当期変動額合計	261,188	1,004,695
当期末残高	37,075,694	38,080,390

（重要な会計方針）**1．有価証券の評価基準及び評価方法**

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

…移動平均法に基づく原価法によっております。

関係会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。

なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5．リース取引の処理方法

平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6．消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

平成23年度の税制改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が3,082千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が3,082千円増加しております。

(注記事項)

(貸借対照表関係)

１．関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
前払費用	52,725千円	54,152千円
未収運用受託報酬	383,091	493,954
未収投資助言報酬	135,967	133,324
差入保証金	280,262	280,262
未払手数料	90,057	112,306
その他未払金	19,525	35,771
未払費用	59,677	12,606
その他固定負債	4,973	-

２．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	206,955千円	232,440千円
車両	4,043	5,282
器具備品	573,767	599,393
計	784,767	837,116

(損益計算書関係)

１．役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

取締役	180,000千円
監査役	40,000千円

２．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

３．事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。

４．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
器具備品	11,393千円	3,568千円
その他	7,711	4,700
計	19,104	8,268

５．清算配当金は、会社型投資信託の清算配当であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年 6 月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成23年 3 月31日

効力発生日 平成23年 6 月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年 6 月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成24年 3 月31日

効力発生日 平成24年 6 月25日

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年 6 月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成24年 3 月31日

効力発生日 平成24年 6 月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成25年 6 月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成25年 3 月31日

効力発生日 平成25年 6 月24日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額（単位：千円）

	前事業年度（平成24年３月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	417	445

（単位：千円）

	当事業年度（平成25年３月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	589	273

未経過リース料期末残高相当額等（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年３月31日）	当事業年度 （平成25年３月31日）
１年内	174	186
１年超	287	108
合計	462	295

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）	当事業年度 （自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）
支払リース料	361	186
減価償却費相当額	330	172
支払利息相当額	19	12

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来さないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2参照）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,324,746	1,324,746	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,705	4,019,880	9,174
其他有価証券	4,298,900	4,298,900	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	18,362,076	18,430,810	68,733
其他有価証券	6,899,008	6,899,008	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,199,671	1,199,671	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,860	4,020,850	9,989
其他有価証券	2,799,720	2,799,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,902,802	22,023,000	120,197
其他有価証券	6,576,671	6,576,671	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	-	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,324,746	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	18,200,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,301,000	2,409,250	1,459,100	-
合計	11,625,746	20,609,250	1,459,100	-

（注）投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,199,671	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	21,800,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	3,606,000	2,706,150	989,200	-
合計	8,805,671	24,506,150	989,200	-

（注）投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	21,338,974	21,416,990	78,015
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	21,338,974	21,416,990	78,015
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,033,806	1,033,700	106
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,033,806	1,033,700	106
合計		22,372,781	22,450,690	77,908

当事業年度（平成25年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	25,913,663	26,043,000	130,186
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	25,913,663	26,043,000	130,186
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		25,913,663	26,043,000	130,186

２．その他有価証券

前事業年度（平成24年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	4,298,900	4,297,606	1,293
	国債・地方債等	4,298,900	4,297,606	1,293
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	4,307,034	3,281,746	1,025,288
	小計	8,605,934	7,579,352	1,026,581
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	2,591,974	3,160,015	568,040
	小計	2,591,974	3,160,015	568,040
合計		11,197,908	10,739,367	458,540

当事業年度（平成25年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	2,799,720	2,799,436	283
	国債・地方債等	2,799,720	2,799,436	283
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	5,851,826	4,439,350	1,412,476
	小計	8,651,546	7,238,786	1,412,760
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	724,845	808,500	83,654
	小計	724,845	808,500	83,654
合計		9,376,391	8,047,286	1,329,105

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）非上場株式、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
非上場株式	67,500千円	67,500千円
関係会社株式	- 千円	66,222千円

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年 4 月 1 日 至平成24年 3 月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	90,200	25,200	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	31,237	90	1,778
合計	121,437	25,290	1,778

当事業年度（自平成24年 4 月 1 日 至平成25年 3 月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,175,318	125,271	400,864
合計	2,175,318	125,271	400,864

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
(1)退職給付債務	767,977千円	929,869千円
(2)退職給付引当金	767,977千円	929,869千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
(1)勤務費用	132,222千円	186,034千円
(2)退職給付負担金	24,353千円	22,515千円

(注) 福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
福利厚生費として確定拠出 型年金制度への拠出金	45,640千円	44,561千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	204,554千円	283,235千円
未払事業税	19,923	38,976
その他	<u>49,981</u>	<u>38,054</u>
繰延税金資産合計	274,458	360,265
繰延税金負債		
有価証券評価差額	<u>491</u>	<u>107</u>
繰延税金負債合計	<u>491</u>	<u>107</u>
繰延税金資産の純額	<u>273,967</u>	<u>360,157</u>
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	276,081	333,409
役員退職慰労引当金	4,857	2,339
税務上の繰延資産償却超過額	2,519	4,508
投資有価証券評価損	472,994	492,770
投資有価証券評価差額	212,965	31,716
その他	<u>6,911</u>	<u>3,505</u>
小計	<u>976,328</u>	<u>868,247</u>
評価性引当額	<u>106,755</u>	<u>95,324</u>
繰延税金資産合計	<u>869,573</u>	<u>772,923</u>
繰延税金負債		
特別分配金否認	50,467	85,903
投資有価証券評価差額	<u>381,742</u>	<u>514,578</u>
繰延税金負債合計	<u>432,209</u>	<u>600,481</u>
繰延税金資産の純額	<u>437,364</u>	<u>172,442</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.00%	法定実効税率 38.01%
(調整)	(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.38
住民税均等割	0.85	住民税均等割 0.58
税率変更に伴う影響	9.27	税率変更に伴う影響 3.66
その他	<u>1.32</u>	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.44
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.73	その他 <u>0.71</u>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.90

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,205,257

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,745,589

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府 大阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	1,525,483	未収運用 受託報酬	383,091
								投資助言報酬 の受取	632,674	未収投資 助言報酬	135,967
								業務受託料 の受取	47,100	-	-

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府 大阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	2,098,663	未収運用 受託報酬	493,954
								投資助言報酬 の受取	599,826	未収投資 助言報酬	133,324
								業務受託料 の受取	47,100	-	-
								関係会社株式 の取得	66,222	-	-

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

２ 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（ 1 株当たり情報）

	前事業年度 （ 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 ）	当事業年度 （ 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日 ）
1 株当たり純資産額	341,875円31銭	351,139円62銭
1 株当たり当期純利益金額	3,173円18銭	5,295円04銭

（注） 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （ 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 ）	当事業年度 （ 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日 ）
当期純利益	344,126千円	574,236千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	344,126千円	574,236千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a．名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

b．資本金の額

平成25年3月末現在、324,279百万円

c．事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a．名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b．資本金の額

平成25年3月末現在、10,000百万円

c．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

（平成25年3月末現在）

a．名称	b．資本金の額	c．事業の内容
内藤証券株式会社	3,002百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社阿波銀行	23,452百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
株式会社中京銀行	31,844百万円	
株式会社中国銀行	15,149百万円	
株式会社百十四銀行	37,322百万円	

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成25年1月10日	臨時報告書
平成25年2月28日	有価証券報告書
	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年4月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小暮和敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年7月18日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型）の平成24年11月29日から平成25年5月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型）の平成25年5月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)